

国際人権規約・高等教育漸進的無償化条項の留保撤回をふまえ、日本政府に高等教育学費無償化への具体的な施策の推進を求める決議

野田内閣は9月11日の閣議において、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」(国際人権規約の社会権規約)13条2項(b)(c)、中等教育・高等教育の「漸進的無償化条項」に対する留保の撤回を閣議決定し、同日に国連へ通告しました。日本が同条約を批准した1979年以来、実に33年の年月を経て、ついに留保撤回が実現しました。

東京私大教連は、日本政府が同条項を留保して国際人権規約を批准したことの問題性をいち早く指摘し、他団体に先駆けて1980年11月に開催した第3回定期大会で運動方針に位置づけたうえで、1981年度からは国会請願署名運動の請願項目に盛り込み、留保撤回をめざす運動に取り組んできました。この運動は日本私大教連をはじめ多くの大学関係団体、大学関係者によって広げられ、長年にわたり旺盛に積み重ねられてきました。今回の閣議決定は、こうした運動が実を結んだものであり、きわめて画期的なことです。

しかし、実際には「競争と淘汰」の私大政策が進められているなかで、私大経常費補助の削減が続けられ、高等教育の学費無償化に向けて創設が求められる給付制奨学金についても、昨年度文科省が要求したものの認められず、2013年度予算の概算要求では要求さえされていません。また、国立と私立の学費および教育・研究条件の格差も改善されず、私立大学で学ぶ学生にとっては差別的な状況が続いています。

私たちは、政府が、同条項の留保を撤回したことを機に、日本私大教連が提唱する「私立・国立同等原則」にもとづき高等教育の学費無償化に向けた実効性ある具体的な施策を実施し、留保撤回を実質化することを求めるとともに、私大助成運動を一層力強くおし進める決意です。

以上、決議します。

2012年11月10日 東京私大教連第36回定期大会